参考資料１

報 道 資 料

平成１３年1月１８日
総　　務　　省

接続ルールの見直しに関する追加的意見募集

郵政省は、平成１２年１２月２１日、電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成９年法律第９７号）附則第１５条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問に対し、第一次答申を受けました。

第一次答申においては、意見招請やヒアリングの機会を通じて意見として提起された論点のうち、第一次答申では最終的な結論が得られなかったものを継続検討事項として次のとおり列挙しています。

①　光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非
②　定額の接続料の具体的な算定方式
③　公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方
④　接続関連費用の負担の考え方（個別負担とされる接続料の負担方法を改め、事業者間で広く薄く負担することの是非）
⑤　網機能提供計画（網改造着手前に行う情報開示の範囲縮減や期間短縮の是非）

今後、これらの事項を検討する上で参考とするため、総務省は、この検討事項に対し広く内外から意見を募集いたします。なお、これらの事項以外で検討を要すると考えられる事項があれば、それらについてもご意見をお寄せ下さい。

意見の提出は、下記の要領に従って平成１３年２月９日（金）１７時までにお寄せ下さいますようお願いします。

記

１　意見の提出方法

意見を提出されたい方は、日本語で意見を作成の上、次の(1)から(3)までに従い電子メール、郵送又はＦＡＸにより提出して下さい。（意見取りまとめの関係上、できるだけ電子メールで提出して下さるようお願いします。）

意見には、提出者の氏名・住所（法人又は団体の場合は名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地及び担当者の連絡先）を付記して下さい。また、電子メールをご利用の場合は、メールアドレスも併せて付記して下さい。

お寄せいただいた意見については、総務省において公衆の閲覧に供するほか、総務省ホームページに掲載します。

(1)　**電子メールの場合**

・メールアドレス：ido-tsushin@soumu.go.jp

・件名は「接続ルール見直しの意見募集」として下さい。

(2)　**郵送の場合**

・住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

・「接続ルールの見直し」担当あてにお送り下さい。

・書面と併せて書面の内容を保存した磁気ディスク（注）を同封して提出して提出期限必着として下さい。

（注）3.5 インチ、２ＨＤのフロッピーディスクを１．４４ＭＢのＭＳ－ＤＯＳフォーマットとすることとし、ファイル形式は Microsoft Word98 若しくは Microsoft Power Point97 で認識できるファイルとして下さい。また、フロッピーディスクには、提出者の氏名、意見提出日及びファイル名を記載したラベルを貼付して下さい。

(3)　**ＦＡＸの場合**

・ＦＡＸ番号：０３－５２５３－５８４８

・「接続ルールの見直し」担当あてにお送り下さい。

２　様式

用紙等の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、ページ番号を記入して下さい。

（記入例）

接続ルールの見直しに関する意見書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）
住　　所

（ふりがな）
氏　　名

メールアドレス

別紙のとおり意見を提出します。

（連絡先）：総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

（担当）藤野課長補佐、寺村係長

（電　話）：０３－５２５３－５８４４

【参考１】

各継続検討事項について、その論点例は次のとおり。

① 光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非

1. 光ファイバ設備との接続に関する接続料について、昨年１０月の意見招請時に、全国一律料金とする義務が発生する場合にはコストの回収もれが生じる等の意見が出されたが、これに関して、地域毎に異なる接続料を設定することの是非をどう考えるか（その場合、電話等の利用者料金が地域毎の料金となるといった議論や懸念についてどう考えるか）

2. 仮に地域毎に異なる接続料を設定するとした場合の接続料算定の考え方、その他ルールの在り方をどのように考えるか

① 「不当な差別的取扱い」にあたらないためにどのような条件が必要か
② 「地域」の単位をどうするか
③ 具体的な額はどのように決めるか
④ 接続約款にはどのように規定するか（例：上限値の規定、平均値の規定等）
⑤ 接続会計との関係をどう考えるか

3. その他

① 地域毎の接続料を設定する場合、光ファイバ設備以外の接続料についても地域毎の接続料を設定する必要はあるか（その場合、電話等の利用者料金が地域毎の料金となるといった議論や懸念についてどう考えるか）
② その他

②　定額の接続料の具体的な算定方式

1. **従来からの従量制の接続料に加えて選択的な定額制の接続料を設定するとした場合、その範囲（ＧＣ、ＺＣ等の機能、等）をどうするか**

2. **定額の接続料の具体的な算定方法をどうするか（平均保留秒数等の考え方等）**

3. **その他**

③　公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方

1. **事業者向け割引料金を設定するサービス（電話、ＩＳＤＮ、データ伝送等）等の範囲をどこまでとするか**

2. **通話料のみではなく、電話等の基本料についても、事業者向け割引料金の対象とするか否か**

3. **接続の場合と非接続の場合について、適用及び割引の考え方を同様とすることで良いか否か（是非の判断根拠とする理由は何か）**

4. **原価に含める費用の範囲をどうするか（専用線における事業者向け割引料金と同様とするか否か）**

5. **その他**

　① **事業者向け割引料金の適用を受ける第二種電気通信事業者によるユニバーサルサービスの費用負担についてどう考えるか**
　② **その他**

④　接続関連費用の負担の考え方

1. 現在個別負担とされているものについて、これを改めて広く薄く負担する考え方を採るべきものがあるか

（参考）例えば、昨年１０月の意見招請時に、ＮＴＴ地域会社において費用負担を個別負担で徴収するべきとしているＤＳＭ－Ｉ[1]（相互接続伝送装置）や事業者間精算機能等について、個別負担ではなく、事業者間で広く薄く負担する考え方を採るべきとする意見が出されているが、これについて適当と考えるか否か

2. その他

⑤　網機能提供計画

1. 昨年１０月の意見招請時に、網改造着手前に情報開示を行う網機能提供計画の制度について、計画に関して他事業者からの意見が見られないこと、網改造着手や機能の提供開始が遅れること等からその見直しを行うべきとする意見が出されたが、これについてどのように考えるか

2. 網機能提供計画の公表等を行う範囲を見直し、縮減する必要があるか

3. 網機能提供計画の公表期間等について短期化等の変更を行う必要があるか

4. その他

⑥　その他

その他検討を要する事項はあるか

---

[1] Dedicated Service handling Module – Interconnectionの略。

【参考２】　第一次答申の抜粋

第Ⅵ章　今後の措置及び継続検討事項

２　本答申後の継続検討事項

本答申において今後最終答申（平成１３年４月から６月頃目途）に向けて検討すべき事項は次のとおりである。

①　光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非
②　定額の接続料の具体的な算定方式
③　公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方
④　接続関連費用の負担の考え方
⑤　網機能提供計画

①　光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非

第Ⅲ章　光ファイバ設備の細分化（アンバンドル）

３　考え方

（４）光ファイバ設備の地域毎の接続料の是非

その際の接続料については、ＮＴＴ東日本・西日本より光ファイバ設備について地域毎に異なる料金を設定することの可能性につき意見が出されており、その是非についても引き続き審議会において最終答申に向けて検討する必要があるが、検討の結論が出る迄の間は、現行のルールに則って地域毎に差異を設けない均一料金とすべきである。

②　定額の接続料の具体的な算定方式

第Ⅳ章　接続料と利用者料金との関係

第１節　接続料と定額的な利用者料金等の水準

３　考え方

（１）定額的な接続料の設定

①　接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、接続料がいわば「卸売的料金」であり、利用者料金が「小売的料金」であることに鑑みると、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる。

②　とりわけ、公衆網において定額的な料金で利用者向けの選択料金が設定された場合には、従量制を基本とした現在の接続料との間で、保留秒数によっては利用者料金と接続料が逆転することになる。従って、接続料の従量的な現行の料金体系が維持される場合には、平均保留秒数如何によっては、接続事業者がＮＴＴ東日本・西日本と同等の利用者料金を設定することが困難になると考えられる。

③　よって、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要があると考えられる。具体的な算定の方式等については、適切な平均保留秒数などについての検討を含め、別途意見招請を行い、最終答申に向けて詳細に検討を行う必要がある。

③　公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方

第２節　事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大

３　考え方

（１）公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定については、事業者向け料金と一般利用者向け料金との間の費用範囲の違いを反映させるべきであるという点では専用線の料金と異なるところはなく、先の当審議会の答申（平成１２年９月２６日郵通議第３１０７号）において、「…電話等における事業者向け割引料金の制度の整備が必要と判断されるので、今後郵政省においてその実現に向けて検討を行うことが望まれる」と要望したところであり、実現に向けた具体的な検討が求められる。

（２）そのためには、近く実現される予定である専用線の事業者向け割引料金についての社会的な評価に留意しつつ、専用線と公衆網との異同なども十分検討した上で、公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定についての具体的な考え方を整理し、その実現を図る必要があり、引き続き審議会において最終答申に向けて詳細な検討を行う必要がある。

④　接続関連費用の負担の考え方

第Ⅴ章　その他の事項

１　接続関連費用の負担の考え方（現行の網改造料によって費用が負担されている機能について）

現在、接続料には、各事業者の利用に応じて費用を負担する「網使用料」と、特定の事業者が個別に負担する「網改造料」との区分があるが、これらの区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、ＤＳＭ－Ｉ（相互接続伝送装置）や事業者間精算機能等を含めて、どこまでを利用に応じた負担とするかについて最終答申に向けて検討していく必要がある。

⑤　網機能提供計画

３　網機能提供計画

網機能提供計画については、その意義があることを前提とした意見がある一方で、その見直しを主張する意見もある。どういった場合に必要性があり、どういった場合に必要性がないのかについて最終答申に向けて具体的に検討していく必要がある。